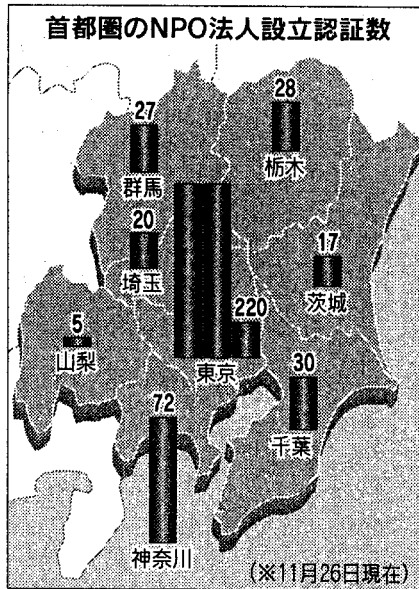


NPO法施行から1年

ボランティア団体などに法人格を与えて支援する特定非営利活動促進法(NPO法)が昨年十二月に施行され、首都圏の一都七県ではこの約一年で四百十九団体(二十六日現在)が法人として認証された。法人格を得て社会的信頼が増したとの声が多く、来年四月からの介護保険で果たす役割にも期待が集まる。半面、「財政面で運営が厳しい」「会計など事務が増え、本来の活動がおろそかになる」といった悩みも抱えている。

首都圏で419団体認証



一都七県の法人認証件数は全国千五件の四一・七%を占める。環境保全や国際協力など十二分野に分けられるが、特に多いのは福祉を目的にした団体で、千葉

や栃木では八割弱を占める。「介護保険を控えて参入意欲が高い」(千葉県)という。

一風変わった分野では、群馬県で文化財建造物の調査や復元、活用計画の立案を手掛けるNPOが法人格を取得したほか、栃木県で

は無農薬による稲栽培の研究も申請を検討中だ。法人数を地域別に見ると、国際的に活動する団体が事務所を置く東京都(二百二十件)とボランティア活動の盛んな神奈川県(七十二件)の多さが目立つ。

他県は二十一~三十件前後だ。申請が低調な理由を山梨県は「自治会など相互扶助の仕組みが機能しているため」と説明。群馬県は「既存ボランティア団体の法人化が少ない」点を指摘、栃木県も「資料請求は百件以上あるが、実際に申請する団体が少ない」と話す。

NPO法は九五五年の阪神大震災を機に、非営利組織(NPO)を支援する目的でつくられた。NPOは法人格を取得することで、銀行口座の開設や事務所の賃貸借契約などを法人として結べるようになり、活動がしやすくなる。ただ、もう一つの支援の柱とされた寄付者への税の優遇措置が見送られたため、「財政的メ

リットがない」と申請に二の足を踏む団体も目立つ。NPO法が定着するに従

い。ある自治体の担当者は「疑問を感じるような団体も書類がそろってれば認め可せざるを得ない。認証しただからと言って信頼性にお

側面支援に乗り出す自治体もある。神奈川県は従来、活動拠点を提供するなどの支援策を実施してきたが、来年から税制や会計処理などの研修会を開く。「介護保険に関する相談や問い合わせへの対応にNPOの手を借りたい」として、埼玉

県は年内にも人材養成のプログラム開発を始めると話

審査対象 提出書類だけ

い制度運営の課題も浮かび上がっている。認証基準は「宗教・政治活動を主目的にしないこと、暴力団の統制下にないこと」などが、

審査対象は原則として提出書類だけ。活動内容や組織体制などが申請通りかどうかチェックする手立てはな

い。ある自治体の担当者は「疑問を感じるような団体も書類がそろってれば認め可せざるを得ない。認証しただからと言って信頼性にお

側面支援に乗り出す自治体もある。神奈川県は従来、活動拠点を提供するなどの支援策を実施してきたが、来年から税制や会計処理などの研修会を開く。「介護保険に関する相談や問い合わせへの対応にNPOの手を借りたい」として、埼玉

税制面の優遇なく不満も

スポーツを中心に女性の社会参加などを目指すジュース(水戸市)は「認証取得で助成金の申請がしやすくなったのに加え、県の協賛も得られ、活動の幅が広がった」と話す。グループホームを運営する生活介護ネットワーク(浦和市)も「法人格取得で社会的な認知度が高まり、事業を進めやすくなった」と評価する。だが、「米国のような税制面の優遇措置がなく、法人化のうまみは少ない」といった声も目立つ。

さらに、認証を取得したものの「経理など複雑な事務」に手間取り、法人化したらやろうと考えていたスタッフの募集などができずにいる(埼玉県)などの「森自然塾」など、組織の基盤固めに労力が割かれている団体も少なくない。

このため、NPO法人の側面支援に乗り出す自治体もある。神奈川県は従来、活動拠点を提供するなどの支援策を実施してきたが、来年から税制や会計処理などの研修会を開く。「介護保険に関する相談や問い合わせへの対応にNPOの手を借りたい」として、埼玉

県は年内にも人材養成のプログラム開発を始めると話

阪神大震災で一躍その名が浸透したNPO。日本語では非営利組織と呼ぶ。活動を促進する「特定非営利活動促進法」(略称NPO法)が施行して九月。実際に法人申請した団体などの中で早くも法の見直しを求める声が強まっている。

市民団体の日本NPOセンター、シーズ、さわやか



福祉財団がNPO法人化の申請をした六百六十九団体を対象に法の運用状況について調べた。四百二団体が寄せた回答からまず浮かび上がったのは、窓口となる経済企画庁や都道府県の対応姿勢に対する疑問点だ。

インドネシアへの援助活

NPO法 早急に見直しを

編集委員 足立 則夫

動をしている団体からは、活動目的を書き換えるように指導された、との回答があった。活動の対象がインドネシアだけでは、法に定められた「不特定多数の利益の増進」に当たらないから、「発展途上国」に変更

動をしている団体からは、県、活動が二つ以上の都道府県にまたがるときは経済企画庁が書面を審査し、基準に適合していれば認証

ドネシアだけでは、法に定められた「不特定多数の利益の増進」に当たらないから、「発展途上国」に変更

付した人に所得控除が認められていない点だ。八三%の団体が寄付控除制度を設けるよう求めている。現行税制で控除が認められるのは①国・地方公共団体の日本赤十字社などの指定団体③民法に定める特定公益増進法人に限られている。

認証制度をとっている。所轄庁(都道府

許認可行政に慣れてきた役人が「市民活動の促進」

日本経済新聞社の八月のNPO実態調査では、さっ

NPO法の付則には、施行から三年以内に検討を加える」と定めている。が、認証制度や寄付控除制度の見直しに対する切実な声をくみ上げ、早急に法の改正に取り組むべきだろう。

行政介入や税制に問題

するように言われた。本来、対象が市町村以上であれば不特定多数と解釈すべきところを、窓口の担当者が独自の判断で団体の活動目的にまで介入したのだ。

「認証から届け出に切り替え、手続きを簡素化した方が法の精神に合う。勸導に走る。だから、こんな現象が起きるのだろう。」

と八〇%の団体が「活動資金不足」を運営上の悩みとして抱えていることが分かった。打開策としてもNPO法人への寄付控除制度の創設が求められる。

その際、超高齢化、グローバル化が進む社会で、行政、民間企業、NPOの三者が果たすべき役割は何なのか、再度、議論を尽くすべきだろう。NPO法があくまでも市民活動を活性化するための法律であること

「疑問点」を納得できない点がある」と回答。NPO法は、許可らも見直し案が出ている。

「疑問点」を納得できない点がある」と回答。NPO法は、許可らも見直し案が出ている。

「疑問点」を納得できない点がある」と回答。NPO法は、許可らも見直し案が出ている。

後世代に遺産として譲る富を、特に役人が認識することも大切な。

と届け出の中間に位置する第二の問題はNPOに寄

と届け出の中間に位置する第二の問題はNPOに寄

と届け出の中間に位置する第二の問題はNPOに寄

と届け出の中間に位置する第二の問題はNPOに寄